

令和6年12月6日

東京都知事

小池百合子様

一般社団法人 東京港運協会  
会長 鶴岡 純一

### 令和7年度東京都予算等に対する要望について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊会の業務についてご理解及びご協力をいただき深く御礼申し上げます。

さて、東京港は、東日本の生活や産業を支える役割を担う重要な社会インフラであり、東京港の地盤沈下は、日本経済や国民生活にも大きな影響を及ぼすこととなります。

世界の主要港による国際競争が激化し、欧米やアジアなどでは港湾への大規模な投資が大胆に進められている中で、東京港のコンテナふ頭の機能強化は一刻の猶予も許されない状況になっています。

このため、貴職をはじめ関係者の方々のご理解とご協力を得ながら、東京港のより一層の機能強化が早期に実現できるよう、下記の事項について要望いたします。

貴職の一方ならぬご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

### 記

- (1) 欧米やアジアなど海外主要港における最先端のコンテナターミナルを見据え、D XやG Xを強力に推進していただきたい。
- (2) 大井ふ頭の再編整備を速やかに完了していただくとともに、世界標準の効率的なターミナル運営を実現するため、再編整備に併せて、コンテナターミナルの拡張整備を進めていただきたい。
- (3) 現在整備中の中央防波堤外側コンテナふ頭Y3を早期に完成していただきたい。

# 令和7年度東京都の施策及び予算等に対する要望書

東京都町会連合会

会長 吉成 武男

## 1 町会・自治会および連合会組織等への補助・支援制度について

### (1) 町会・自治会への加入につながる取り組みについて

東京都は、町会・自治会を地域住民が安心、安全に生活するために必要、不可欠な組織ととらえ、積極的に施策の中に位置づけるとともに、組織強化に向けた支援策を引き続き構築していただきたい。

町会・自治会によっては、一時停止していた活動を再開するにあたり苦勞した面もあったが、東京都の支援策等を有効に活用して、地域のための事業の実施に取り組んでいる。多くの町会・自治会が今後さらに活性化していくために、加入者減少、加入率低下の対策として、町会・自治会活動の必要性や活動紹介の広報、加入促進のための催しやキャンペーンなどを引き続き全都的に取り組んでいただきたい。

### (2) 東京都町会連合会への未加入市町村連合会の加入促進及び連合会組織が未組織の自治体に対する取り組みについて

現在、東京都町会連合会には23区8市が加盟し、31団体で活動している。東京都の自治体は島しょ部も合わせて62団体あるが、都町連への加入率は5割といった状況が依然として続いている。

東京都すべての町会・自治会をより一層活性化させるためには、東京都町会連合会へ東京都のより多くの町会・自治会連合会が加入し活動していくことが必要である。

東京都において、一団体でも多く東京都町会連合会に加入してもらうための支援を行うこと及び連合会が組織されていない自治体には、

連合会設立のために町会・自治会活動の活性化や運営支援を行うことを、引き続き市区町村と共に取り組んでいただきたい。

### (3) 東京都町会連合会の事務局機能について

東京都町会連合会は、地域住民が安心、安全に生活するために必要、不可欠な町会・自治会活動において、都内の町会・自治会間の橋渡し役を担い、効果的かつ効率的な事業展開の促進に役立っている。

東京都が東京都町会連合会の事務局をサポートすることで、組織強化につながり、東京都の町会・自治会支援の施策の展開にも最善と考える。今後どの自治体が事務局を担う際にも機能が維持されるように、都として東京都町会連合会事務局へ引き続きの支援をいただきたい。

## 2 見守りについて

### (1) 独居高齢者等への見守りを含めた支援強化について

少子高齢化が進み、近隣との付き合いを拒む、家族や他者に頼ることなく一人暮らしを続ける者が増加する中、独居高齢者の「孤独死」問題が深刻化している。

2008年3月、厚生労働省が公表した報告書「孤独死ゼロを目指して」では、人との関わり合いが気軽にできる関係づくりや見守りシステムの開発、継続的な運用などが重要であると提言しているが、町会、自治会としてこれまでも、子どもや高齢者等の見守りや、防火、防犯など、地域住民の安全、安心な生活環境確保に向け、地道に活動を行っているものの、高齢者の事故、孤独化を防ぐための方策に苦慮している。

特に、孤独死した場合には、主に近隣(発見者)が警察や消防などの行政機関へ通報するものの、亡くなられた方の近親者の連絡先が分からず、緊急隊員等が戸惑うことも少なくない。また、行政もある程度の調査はするが、連絡先が判明せず、行政での埋葬となり行政の費用負担となっている。

国土交通省の「東京都区部における年齢階級別の孤独死数の推移」によると、2003年における65歳以上の孤独死数1,441件に対し、

2018 年では 3,067 件とこの 15 年の間に 2.6 倍と増加し、特に、高齢者が多く居住する地域でより増えることも懸念され、何かしらの対策強化が必要である。

事故等が発生した際、まず初めに町会自治会長に連絡があり対処することになるが、町会自治会として、その家庭に関する情報収集に限度があり、結果、対処できない事例も多数発生している。

高齢者等に関する情報を所持する民生委員と事故などを把握した町会とが連携して情報の共有化を図り、必要な情報を速やかに警察、消防などへ提供するシステムが確立されることで、こうした悩みは解消できるものと考えている。

しかし、介護保険法などには、高齢者の自立した生活にむけ、地域包括ケアシステムなどが構築されてはいるが、こうしたシステムの運用では、個人情報取り扱い等に伴う課題も多く残されており、行政、関係機関と町会自治会とのスムーズな連携には至っていない、また、稼働するまでに相当の時間を要するのが現状である。

そこで、こうした状況を踏まえ、町会・自治会が独居高齢者を対象とする見守り活動を円滑に進められるよう、関係団体との連携の強化を含め、より一層の支援をお願いしたい。

### **3 助成金について**

#### **(1) 地域の底力発展事業助成の継続について**

町会・自治会が地域の課題を解消するために、当該事業を大いに活用している現状や、今後も新たな課題が生じた際に、当該事業が課題の解消に寄与すると想定されるため、継続をお願いしたい。

#### **(2) 自治会会館に敷設する水道管工事について**

地域住民がより暮らしやすい地域にしていくため、各自治会・町会が会議等や地域活動を行う場所として自治会館は存在している。

その自治会会館は、防災拠点として災害時に安定した水を供給する役割が期待されており、自治会会館の公益性を鑑みて、幅広く支援をしていただきたい。

### (3) デジタル化の費用補助について

町田市は小田急電鉄が開発した町内会向けSNSアプリ「いちのいち」の普及に努めており、現在半分からの町内会が登録している。来年度からは防災機能が有料化されることとなり、多くの町内会が脱落し、普及がストップする恐れがある。町内会活動のデジタル化に向けて、都がさらなる支援を図っていただきたい。

## 4 公園整備について

### (1) 都立公園について

港区には、各地域に区の公園がある。又、同じ様に東京都が管理している公園もある。東京都が管理している公園の中には芝公園2丁目12番の都立芝公園のように、利用者が非常に少ない公園もあるようだが、そのような公園については、子どもたちが利用しやすく、また町会・自治会などの地域が活用できる公園にするため、港区に移管してはどうか。

## 5 跡地活用について

### (1) 麻布ヘリポート返還後の活用について

麻布ヘリポート返還が実現した場合、跡地には子どもの遊び場や高齢者施設など、地域住民が使える公共施設を整備してほしい。

## 6 防災について

### (1) 防災力の強化について

防災の重要性が高まりつつあるが、活動経費が不足している。町会・自治会の防災備蓄物資について、昨年度の「関東大震災100年 町会・自治会防災力強化助成」は大変助かった。今後も引き続き、町会自治会の防災活動、地域防災力の強化に向けて支援をお願いしたい。

## (2) 水害時の避難場所について

近年、地球温暖化の影響によると思われる大型台風やゲリラ豪雨、集中豪雨の発生が多くなってきている。

板橋区北部には、荒川、新河岸川を有し、継続的な集中豪雨が発生した場合、ハザードマップによると区内北部のほとんどが1階の天井以上の高さで浸水するとされている。

避難については、区南部への水平避難が推奨されているが、かなりの距離がある。

区内には都営三田線が乗り入れており、志村三丁目駅から西高島平駅までは高架駅となっていることから水害時の避難場所としての駅の開放と風雨をしのぐため、地下鉄車両の使用を認めていただくよう要望する。

## 7 道路整備・交通対策について

### (1) 交通手段の充実について

再開発等で港区の昼間人口は増加し、人の移動が多くなっている。朝夕のラッシュは人の移動がひどく、今後さらに悪化が予想される。都バス・BRTの増便、新ルートの開拓をしてほしい。また、新たな交通手段の運賃は東京メトロ並にしてラッシュ緩和をしてほしい。

### (2) 交通対策について

「豊洲市場」及び「豊洲 千客万来」への観光客の増加やオリンピック・パラリンピック後の更なる発展に向けて、地下鉄8号線の延伸にあたっては、次の事項を踏まえ、着実に整備を進め適切な交通対策を講じていただきたい。

- ・沿線まちづくりに地域の要望を取り入れること
- ・工事による地域への悪影響を最小限に抑えること
- ・2030年代半ば開業目標の実現を図ること

また、豊洲市場関係車両の生活道路への流入防止や路上駐車 of 禁止を徹底し、周辺の交通安全の確保を図られたい。

### （３）放射第１７号線（産業道路）拡幅事業について

本事業については、これまでも地域に対して丁寧な説明を要望してきたところであり、直近では今後実施予定の呑川新橋の下流側右岸橋台工事について説明をいただいた。当該工事により令和７年１月以降、長期にわたり通行止めとなる区間が発生するとのことであったが、通行止め区間を利用する周辺の事業者の活動や、住民の安全、大型車両の迂回路として示されている補助３８号線への交通負担など、地域への影響が懸念される。このことを考慮し、地域住民や事業者に対して丁寧な説明を行い、十分に理解を得た上で、安全対策を徹底するとともに、工事期間の短縮を図るなど地域への影響を最小限に抑えるよう努めていただきたい。また、事業全体の進捗状況についても１期施行からすでに１８年が経過し、令和１６年度完了とのことであり、影響が長期に及ぶことから、引き続き地域に対して都度説明をしていただきたい。

### （４）都道の無電柱化について

都道の老朽化した街路樹が災害発生時に倒れ、電柱と接触することで、停電や地域住民の避難の妨げになることを危惧している。東京都では無電柱化計画を定め、都内の中心部から電線の地中化等を進めているが、近い将来に発生する可能性が高い首都直下地震等の大災害に備え、早急に都全域の整備に取り組んでいただきたい。

### （５）電動キックボードの安全利用について

改正道路交通法が施行され、１６歳以上であれば運転免許証がなくても、運転できるキックボードが繁華街だけではなく、区内においても散見されるようになってきた。

気軽な乗り物だけに車道や歩道を行き来し、歩道においては、歩行者の間をすり抜けるように走るなど、とても危険な乗り方をする利用者がかなり目立つようになってきた。

海外においては、規制を強化しているという報道もあるので、事故を未然に防ぐためにも、取り締まりの強化や利用者へのルールや道路交通法を順守するよう、注意喚起や啓発活動を徹底していただきたいと要望する。

## **8 河川対策について**

### **(1) 呑川の暗渠化について**

呑川は、世田谷区から目黒区そして大田区と流れている。世田谷区と目黒区では暗渠となっており、その上は呑川緑道として近隣住民の憩いの場となっている。大田区に入る地点から開渠となっていて、ユスリカが大量発生している現状がある。この開渠部分を暗渠化して、遊歩道や公園とすることで、ユスリカの発生を抑えるとともに、世田谷区・目黒区・大田区の3区をつなぐ緑道が完成し、人々の癒しの場となることが期待される。ぜひ、暗渠化を進めていただきたい。

## **9 その他**

### **(1) 豊洲市場について**

豊洲市場の土壌対策について、風評被害を払拭するためにも、引き続き、空気や地下水質に関する情報や安全性に関する発信等を積極的に行っていただきたい。



東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
東京都高齢者福祉施設協議会  
会長 田中 雅英

## 令和7年度高齢社会対策に関する予算への要望について

日頃より都民の福祉向上に格段のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

現在、全産業的な人材不足に加えて、物価・燃料費高騰、賃金上昇などにより、高齢者福祉施設をとりまく経営環境は厳しくなっています。東京都高齢者福祉施設協議会が実施した「特別養護老人ホーム令和5年度経営実態調査」(\*)では64.09%（補助金を除いた場合）の施設が赤字経営に陥っています（補助金を含む場合、40.27%が赤字）。また人件費率が対前年比でマイナス1.31ポイントの65.85%と限られた人員で業務を遂行せざるを得ない実情が明らかになっています。高齢者福祉施設・事業所が地域の中で求められる役割を果たすとともに、第9期東京都高齢者保健福祉計画の推進に貢献できるよう下記の事項を要望いたします。

(\*) 東京都高齢者福祉施設協議会 令和6年実施調査 速報値による

### 記

#### (1) 「特別養護老人ホーム経営支援補助金交付制度」の予算拡充をお願いしたい。

都内特別養護老人ホームにとって、この経営支援補助金は、施設の経営、介護職員の確保・育成・定着に不可欠な収入となっている。一方、年々、施設が増え、経営支援補助金の1施設あたりの配分が減少している。「経営支援補助金交付制度」を昨年度の水準以上に拡充していただきたい。

#### (2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の法定研修時間の削減を国と協議していただきたい。

現在の研修時間は、介護支援専門員実務研修（ケアマネ試験合格後研修）が87時間、更新研修は32時間から88時間にもなる。主任介護支援専門員（主任ケアマネ）は70時間の研修が義務付けられ、更新研修も46時間に及ぶ。主任ケアマネにステップアップしない、産休、育休後に復職しても更新しないというケースが後を絶たない状況である。さらに、居宅介護支援事業所の管理者が主任ケアマネでなくなると事業所の収入が大幅に減少する。介護福祉士等の国家資格に更新研修はない。研修を任意とするか、研修時間の見直しが必要である。

#### (3) 介護職員のキャリアアップ支援の充実をしていただきたい。

厚労省が推進する「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」は活用が進んでいない状況である。アセッサー養成や事務的な負担が多い、レベル認定に費用がかかるなどが要因となっている。経験・勤続年数、資格の有無など東京都独自の評価尺度による昇給支援制度の創設が必要である。

#### (4) 介護報酬の基本報酬における人件費率の定義について明らかにするとともに、実際に支払った給与費を反映した基本報酬に見直しするよう国に要望していただきたい。

基本報酬の設定に用いる人件費の対象となる職員の範囲には事務員、用務員等（以下、事務員等）が含まれるが、それに上乗せされる地域加算に用いる人件費の対象となる職員の範囲には事務員等は含まれていない。これでは、介護報酬見直しの際、改定率が実際に支払っている給与費と見合う適正なものかどうかの検証が困難である。実際に給与として支払っている給与費を勘案した基本報酬に見直しするよう国に要望されたい。

以上

令和6年12月6日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
保育部会部会長 下竹 敬史

## 令和7年度保育関係予算への要望について

東京都の保育施策の展開につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。また、保育士雇用対策等の充実、保育の量・質の向上につながる様々な取り組みをいただき重ねて御礼申し上げます。

保育現場では新型コロナウイルスの5類移行後も、引き続き感染防止に努めながら、子どもたちの育ちに必要な質の高い保育をいかに提供していくか、工夫を凝らしながら保育を行っています。

また、物価高騰に関しては大きな影響が出ている状況であり、特に建築部門での高騰は、園舎の補修や新園舎の建設に甚大な影響を受けており、わたしたちの大きな課題となっています。

区市町村の対応によって都内の状況は様々に違いがある現実ですが、都内各地の保育ニーズに着実に応えるとともに、子どもの最善の利益が考慮された保育を推進していくため、保育部会としても更なる取組に努めてまいります。

東京都におかれましては、保育施策の充実にむけて、下記要望事項につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 配置基準改正を見据え先行的に基準以上の保育士を雇用する施設に対する支援

##### (1) 基準以上に保育士を配置している施設への支援

平成30年の保育所保育指針の改定において、特に低年齢児(乳児)の保育の重要性が強く打ち出された。また、国では幼児期と学童期の接続のあり方を重要なテーマと位置付け、「保幼小架け橋プログラム」等の施策を通して、その検討を加速させている。

一方、保育士配置の最低基準は昭和23年に定められた後、その改正は一部にとどまっており、先の課題に加え、保護者支援や発達の、医療的な配慮を必要とする子どもの受け入れなど、その業務の多様化していることに反して、それに対応できるように高度化に依拠しているとは言い難く、質の高い保育を提供している保育所ほど、既にその基準を越える職員を独自に配置している。

配置基準は令和6年度、76年ぶりに改正され、4月より新たな基準での保育となっている。ただ、現場の保育士が安心して保育ができる状況になったとは言い難い。また、先進諸

国と比べてもまだ、脆弱な状況と言わざるを得ない。

そこで、基準以上に保育士を配置している園に対する加算等の支援策を、東京都において先行的に構築し、質の高い保育を確保するための補助をお願いしたい。

## **（２）乳児保育の質を向上させるための支援について**

平成３０年改正の保育所保育指針では、健全育成に対するケアはもちろんのこと、応答的な関わりの中で他者との信頼関係を構築することや、感性を育てることなど乳児保育に関するねらいがより細かく定義された。

乳幼児の発達に関する研究が進む中で、乳児期の保育は特に質の向上に力を入れるべき課題であるが、乳児の受け入れの量だけが社会状況の中で喫緊の課題とされ、乳児保育の質の向上についての議論は後回しになっている。特に１歳児については、月齢や家庭環境によって発達に大きな差が見られる子どもたちに、個々に質の高い保育を提供するうえに、子育ての経験が少なく不安を抱える保護者への対応も必要である。

安全管理の観点から、配置基準の改善案は一部の年齢で示されているが、現行の配置基準は根拠が示されないまま今日に至っており、この改善案がすべての保育の課題解決につながるのかは疑念が残る。

配置基準の改正には時間を要することから、まずは、人間発達の基礎となる乳児保育の質をより向上させるためにも、先行的に乳児の単価に対する独自の加算、基準以上に保育士を配置している園への補助、保育の質を向上させるための研修等を受けやすい職場環境を構築している園に対する加算、心理士の巡回支援等の強化などについて、より充実した施策をお願いしたい。

## **（３）栄養士、調理員、看護師等の専門職員の処遇改善について**

保育の質の向上を目指す中で、安全や健康の管理、食育など保育士以外の専門職の業務も今まで以上に不可欠なものになっている。

食事については日々、誤嚥防止やアレルギー児のアナフィラキシー対策等にも気を配り、あるいは離乳食の時期設定など、これまで以上に保育士と調理職員が連携をとりながら、専門知識を活かす取り組みを行うことが、保育の質の向上につながっている。

熱中症や感染症対策についても、子どもの育ちと健康管理のバランスをとりながら、安心して保育士が子どもと活動するために、子どもの発達と保育を理解した看護師と保育士の連携はより重要になっている。

時には、専門職の立場から保護者に理解を求める場面に立ち会う機会も増えるなど、より重要な立場を担う存在になっている。

そのような専門職員であるが、医療機関などの他業種に比べると給与の水準は、低いままとの声もあがっている。自身の専門知識を活かせるさまざまな職種があるなかで、子どもの発達に関わることにやりがいを見出し、保育所での就労を選択した専門職員の処遇が、他業

種と同水準になるよう、加算等の支援をお願いしたい。

## **2. 地域特性に合わせた質の高い子育て・家庭支援の維持、発展に対する支援**

### **(1) 地域のニーズに合わせた子育て支援を行う施設への支援**

都内認可保育所ではサービス推進加算やキャリアアップ補助を利用して、基準以上に保育士を雇用している保育所が大半である。ただ、一定数の利用がなくては保育所の収入に繋がらないため、事業の利用者が多い園と少ない園との格差が広がっている。

また、少子化により事業を継続しても利用者が極端に少なかった園において収支に大きな影響を及ぼしている。

特に地域子育て支援推進加算については、人口減少地域にある保育所において、対応する保育士を雇用し、企画を立案しても、利用が少ないと事業として認められないことから、施設経営を逼迫させる一因となっている。

例え利用が少なくても、地域に望まれる子育て支援を実施することは、保育所の重要な責務として求められている。また、子育て世帯の多少にかかわらず、未就園児が参加できる行事、近隣で気軽に子育ての悩みを相談できる施設を求める声はあり、自治体の補助の有無にかかわらず、限られた保育士の配置の中で、子育てニーズに込えている施設は多くある。

さらに子育てニーズについて特筆すると、社会全体でフレキシブルな働き方が定着する中で、保育の長時間化への対応は、これまで以上に課題となっている。そもそも保育所の開所時間が原則11時間となり、保育の標準時間も11時間と定められている。しかしながら配置基準は8時間開所の時代から変わっておらず、現場は疲弊し、保育士の離職問題も深刻になっている。東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」国の「誰でも通園制度」も開始したが、実施施設が増える一方で、保育の現場からは、期待に込えようという声よりも、本当に現状の体制で安全で質の高い保育が維持できるのか、という不安の声の方が大きく聞こえてくる。

このような状況を踏まえ、少子社会においても様々な取り組みを行う園に対し、今後も地域の子育て世帯の支援について安心して取り組めるよう、専門職員に対する加算等、新たな補助制度の創設などの支援をお願いしたい。

### **(2) 今後の少子社会を見据えた中での保育の質の向上を目指す取り組みへの支援**

1. 57ショックという言葉が生み出された1990（平成2）年以降、少子化は改善の兆しがないまま進行し、その平成生まれの世代が子育て世代の中心となっている現在、子どもの数はますます減少している。今後も少子化の流れに歯止めがかかる見通しが立たず、入所児童数はますます減少していくことが予想される。

一方で近年、東京都では待機児解消に非常に力を入れ取り組んできたため、保育所の数が増加した分、少子化に起因する人口減少、事業所の育児休業が整備されてきた現状などにより、定員未充足の保育所が増加している。

しかし、定員に満たない状況であっても、急な転居や産休・育休明けの職場復帰などに、速やかに利用できる状況を確保しておくことは不可欠であり、家庭や地域全体の育児支援においても保育所は欠くことのできない社会資源となっている。

また、児童虐待が大きな問題となる中で、社会的養護の担い手としても保育所の役割はさらに広がっている。

このような状況下で、職務分野別リーダーとして賃金改善できる職員を増やすことを目的として、キャリアアップ補助金Ⅱによる支援を、東京都が先駆的に開始することは、保育士の職務に一定の理解が得られた結果でもあると感じ、感謝の念を持つとともに、保育所としてもさらに期待に応えるべく努力していくことが大切と考えている。

ただ、保育士の役割が広がるなかで、質の高い保育を追求する保育所ほど、すでに配置基準を上回る保育士を雇用している。そのような保育所ほど、定員未充足による収入減の影響を大きく受けている。また、雇用されていた保育士が、園児の減少により配置基準外になっていく状況も出始めている。

今後待機児問題が解消していくなかで、現状の補助金体制が維持されないことにより、今まで培ってきた質の高い保育を維持、発展しながら保育所運営が可能なのかという不安が広がっている。

また少子化が進行し、より質の高い保育の提供と持続的な職員処遇の向上に施設が安心して取り組んでいけるよう、入所児童数に左右されない、新たな補助制度の創設に向けた検討をお願いしたい。

さらに、保育の量の確保は待機児童対策の重点課題であり、保育所の数も増加したが、今後、安定した運営が各施設でなされるよう、施設整備や維持管理についても、国や区市町村を補填するような取り組みも合わせてお願いしたい。

### **3. 保育の質を向上するための環境整備に対する支援**

#### **(1) 充実した人材確保、定着に向けた施策に対する支援**

近年、待機児童対策のため保育所の新設、定員の増員など各園、自治体で保育の量の拡充を図ってきた。一方で保育人材の確保が追いつかず、保育士不足はいまだ深刻な状況にある。慢性的な人材不足の状況で人材紹介会社を利用している保育所の中には、運営費から多額の紹介料が支出されている状況もみられる。

また、保育所と保育者のマッチングがうまくいかず定着に至らない状況が生まれていることも、慢性的な保育士不足の一因となっている。

本来、運営費はより良い入所児童の処遇を求め、保育の質を高めるために使用されるべきものである。紹介会社に依存することなく、運営費を本来の目的に沿って利用するためには、各事業所において保育士が定着し、経験を積んだ保育士から新任保育士まで、バランスよく配置されることが理想と考えられる。そのためには、キャリアアップのための研修が受講しやすい体制の構築、ライフワークバランスを考慮した就労環境の充実等、各事業所において

の努力が求められている。

しかし、現状の配置基準では、研修や有給休暇等で職員が抜けた際の代替保育士の確保は困難な状況であり、それが積み重なることで保育士は疲弊し、離職の一因となっている。子育てと仕事を両立している保育士が、わが子が体調を崩しても休暇を取ることが難しく、結果として離職するといったケースも散見される。コロナ禍においては、濃厚接触者認定等で休まざるを得ない職員の補填をする人的余裕がなく、結果として休業を余儀なくされた園の報告が相次いだことも、保育士不足がもたらした課題といえる。

保育士が安心できる環境で経験を積み、ライフワークバランスを確保することは、子どもたちが安心して過ごせる環境を確保することにもつながるはずである。質の高い保育を実現するためにも、就労環境を整えられるよう職員の増配置加算等の支援をお願いしたい。

また、人材確保施策として一定の効果をあげてきた、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業については、賃料が高い都内における人材確保及び定着策として非常に有効な支援となっている。国の基準を拡充している都独自の支援は、人材を呼び込むことに寄与しており、また今後は、「定着、質の向上につながる為の人材確保」としていききたいため本事業の継続及び支援内容の維持をお願いしたい。

## **（２）保育の質を確保するための事務担当職員の配置とＩＣＴ化推進のための支援**

近年、様々な記録の作成、処遇改善加算等の事務処理など、事務的作業は増加、複雑化の一途を辿っている。社会福祉法人改革により、法人理事会・評議員会への対応や運営について、ガバナンスの強化、様々な記録・保存書類の作成、会計処理などの事務も年々増加傾向にある。

保育所は、福祉的ニーズにきめ細やかに応じていくため、小規模な社会福祉法人により運営されることが大半で、その事務は、園長、主任保育士等が担う場合がほとんどである。

ＩＣＴ化を推進する園も増えているが、その環境維持・管理への対応に追われ、本来の管理業務に支障をきたすといった心配の声も上がっており、更にはセキュリティ対策やメンテナンス費用などのコスト増等も新たな課題となっている。そのためには、経理やＩＣＴ環境等に豊富な知識を持った職員の配置が必須で、今はそれに見合った処置がなされているとは言い難い。こうしたＩＣＴ環境の維持管理への支援、事務員を配置する園に対する加算等の検討をお願いしたい。

## **（３）安心して保育に専念するための保育環境に対する支援**

安全対策については、これまでも東京都からさまざまな形で支援をうけており、ベビーセンサーや見守りカメラなどの導入も進んでいる。ただ、これらの機器には耐用年数もあり、導入のみの補助だと、近年の少子化の影響から交換が困難で、特にベビーセンサーについては古い機器のまま不安を抱えて利用せざるをえない状況にもなっている。子どもの命を守る器具だからこそ、導入のみでなく、定期的な交換にも対応できる支援をお願いしたい。

外客協第73号  
2024年10月18日

東京都知事  
小池百合子 殿

一般社団法人 日本外航客船協会  
会長 遠藤 弘之

### 一般社団法人 日本外航客船協会 要望書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に対しまして、格別のご高配、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023年3月31日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」では、訪日クルーズ旅客数及び外国クルーズ客船の寄港回数について、2025年にコロナ禍前の水準に戻すという新たな目標値が設定されました。これに呼応するように、日本船社による新たなクルーズ客船の就航も相次いで予定されており、我が国のクルーズ産業のさらなる発展が大いに期待される状況です。この状況を後押しいただきたく、以下の事項について要望いたします。

敬 具

#### 記

## 1 東京港におけるクルーズ客船受入れ体制の強化

来年6月にクルーズ客船の受入を再開する晴海ふ頭においても主要なターミナル駅等までシャトルバスを運行して利便性を確保するとともに、利用客の安全で円滑な乗下船に必要な設備や警備員等の人員体制を確保していただきたい。

## 2 複数バース体制の確保

東京港においては、他船と予約日が重複し、希望する日の予約を取りづらい状況にあることから、海外主要港や国内他港と同様に、複数バース体制の確保が必要と考え、当協会としても要望していたが、来年6月に晴海ふ頭におけるクルーズ客船の受入が再開されることは、我が国のクルーズ産業にとって大変喜ばしい。

一方、日本船社においても今後数年間で新たなクルーズ客船の就航が相次ぐ予定である

ことなどを踏まえると、今後も東京港への寄港ニーズがさらに高まることが想定される。については、将来的に東京国際クルーズふ頭における2バース目を整備していただきたい。

### **3 インセンティブ制度及び客船誘致促進補助制度の継続及び拡大**

運航費に占める割合の高い港湾利用に係るコストを削減することは、船会社にとって重要な課題の一つとなっていることから、クルーズ客船の寄港促進に向けたインセンティブ制度および客船誘致促進補助制度を継続していただきたい。

また、日本籍船に対する減免額及び補助要件が、外国籍船に比べ厳しく設定されていたところ、今年度から東京港を船籍港とするクルーズ客船について拡充していただいたが、日本籍船と外国籍船が同等の条件下で市場競争できるよう、東京港を船籍港とするクルーズ客船以外の日本籍船についても減免額及び補助対象を拡大していただきたい。

以 上